

健医安第 224 号
令和 2 年 5 月 1 日

施設管理者 様

横浜市健康福祉局長 田中 博章

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での
個人情報の共有の際の個人情報保護法の取扱いについて、
及び新型コロナウイルス感染症に係る保健所から医療機関への
個人情報の共有の際の取扱いについて

新緑の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃より本市の保健医療行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記について令和 2 年 4 月 28 日付でそれぞれ厚生労働省医政局総務課及び
同省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から添付のとおり、事務連絡がありまし
たので、お知らせいたします。

横浜市健康福祉局医療安全課
電話 045-671-3656

事務連絡
令和2年4月28日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の
個人情報保護法の取扱いについて

日頃より医療分野における個人情報の取扱いに関し、格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）等の関係法令に照らして運用がなされているところではありますが、今般、新型コロナウイルス感染症に係る、医療機関間における必要な個人情報の円滑な共有のため、患者の転院時における同意取得に係る個人情報保護法の取扱いについて、具体的な事例を示すこととしました。

本事例については、個人情報保護法の規定に照らして妥当であることを、個人情報保護委員会に確認しております。

以下に示す個人情報保護委員会のホームページにおいて公表しておりますので、貴部局におかれましては、ご参考にしていただくとともに、管内医療機関等に対する周知方よろしくお願ひいたします。

(参考)

○「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の個人情報保護法の取扱いについて」(個人情報保護委員会)

https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19_3/

【照会先】

厚生労働省医政局総務課

医療情報化推進室

大江、川畠

電話：03-5253-1111(内線4168)

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の
個人情報保護法の取扱いについて

令和2年4月28日
個人情報保護委員会事務局
厚生労働省医政局

問 新型コロナウイルスに感染した患者の個人情報について、当該患者への医療の提供のために、当該患者の転院に当たって、転院元の医療機関から転院先の医療機関へ必要な個人情報を提供する場合に、当該患者の同意を得る必要があるか。

(答)

- 御指摘のケースについては、以下に示す同意を得る必要が無い場合を除き、転院元の医療機関において、院内掲示等により、個人情報の利用目的を明らかにし、患者から留保の意思表示がない場合には、「黙示の同意」が得られていると考えられ、必要な個人情報の提供が可能です。この場合、転院先の医療機関においては、あらかじめ本人の同意を得た個人情報の取得に該当し、改めて本人の同意を得る必要はありません。
- また、同意を得る方法については、文書による方法に限らず、口頭、電話により同意を得、診療録等に同意を得た旨を記録しておく方法も認められます。
- ただし、例えば、次のような場合には、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（個人情報保護法第23条第1項第2号）や、「公衆衛生の向上に特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（同項第3号）に該当することから、必要な個人情報の提供に際して、本人の同意を得る必要はありません。なお、この場合、転院先の医療機関においても、本人の同意の取得の例外に該当します（同法第17条第2項第2号・第3号）。
 - ・ 患者が意識不明である等、本人の同意を得ることができない場合で、本人への医療の提供のために他の医療機関等と必要な個人情報を共有したり、当該患者の家族等からの安否確認に対応する必要がある場合
 - ・ 新型コロナウイルス感染症患者への対応に当たって、他の患者等への感染を防ぐための家族等濃厚接触者の迅速な把握、非常に多数の感染症患者が転院先へ一時に搬送された場合の家族等からの転院元への問合せに対する迅速な対応、本人への医療の提供のために他の医療機関等と必要な個人情報を迅速に共有することが非常に重要であり、本人の同意を得るために作業を行うことが著しく不合理である場合
- ※ 患者が現に受診している医療機関から、上記の理由により患者の同意を得ることができないとして、当該患者の過去の個人情報の照会を受けた場合に必要な個人情報を提供する場合も含む。

事務連絡
令和2年4月28日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る保健所から医療機関への
個人情報の共有の際の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る地方自治体における個人情報の取扱いについては、各自治体の個人情報保護条例等の関係法令に照らして運用がなされているところではありますが、今般、新型コロナウイルス感染症に係る、保健所から医療機関に対する必要な個人情報の共有に際し、患者の同意取得に係る取扱いについて別紙のとおり示すこととしましたので、ご参考にしていただきますようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省医政局総務課

医療情報化推進室

大江、川畠

電話：03-5253-1111(内線 4168)

新型コロナウイルス感染症に係る保健所から医療機関への
個人情報の共有の際の取扱いについて

令和2年4月28日
厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

問 新型コロナウイルスの感染者等であって、自宅等で待機している患者については、地方自治体（保健所）がアプリ等を活用してフォローアップを行っている場合があるが、当該患者が容体急変等により入院した際、入院先に必要な個人情報を提供するために、当該患者の同意を得る必要があるか。

（答）

- 地方自治体の個人情報保護条例の規定に従い、運用をお願いします。
- なお、個人情報保護法においては、別添（「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の個人情報保護法の取扱いについて」（令和2年4月28日付け厚生労働省医政局総務課医療情報化推進室事務連絡）のとおり、医療機関間における個人情報の共有において、本人の同意が不要である場合等の取扱いを示していますので、適宜参照いただきますようお願いします。

別添

事務連絡
令和 2 年 4 月 28 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の
個人情報保護法の取扱いについて

日頃より医療分野における個人情報の取扱いに関し、格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）等の関係法令に照らして運用がなされているところではありますが、今般、新型コロナウイルス感染症に係る、医療機関間における必要な個人情報の円滑な共有のため、患者の転院時における同意取得に係る個人情報保護法の取扱いについて、具体的な事例を示すこととしました。

本事例については、個人情報保護法の規定に照らして妥当であることを、個人情報保護委員会に確認しております。

以下に示す個人情報保護委員会のホームページにおいて公表しておりますので、貴部局におかれましては、ご参考にしていただくとともに、管内医療機関等に対する周知方よろしくお願ひいたします。

(参考)

○「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の個人情報保護法の取扱いについて」（個人情報保護委員会）

https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19_3/

【照会先】

厚生労働省医政局総務課

医療情報化推進室

大江、川畠

電話：03-5253-1111（内線 4168）

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の
個人情報保護法の取扱いについて

令和2年4月28日
個人情報保護委員会事務局
厚生労働省医政局

問 新型コロナウイルスに感染した患者の個人情報について、当該患者への医療の提供のために、当該患者の転院に当たって、転院元の医療機関から転院先の医療機関へ必要な個人情報を提供する場合に、当該患者の同意を得る必要があるか。

(答)

- 御指摘のケースについては、以下に示す同意を得る必要が無い場合を除き、転院元の医療機関において、院内掲示等により、個人情報の利用目的を明らかにし、患者から留保の意思表示がない場合には、「默示の同意」が得られていると考えられ、必要な個人情報の提供が可能です。この場合、転院先の医療機関においては、あらかじめ本人の同意を得た個人情報の取得に該当し、改めて本人の同意を得る必要はありません。
- また、同意を得る方法については、文書による方法に限らず、口頭、電話により同意を得、診療録等に同意を得た旨を記録しておく方法も認められます。
- ただし、例えば、次のような場合には、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（個人情報保護法第23条第1項第2号）や、「公衆衛生の向上に特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（同項第3号）に該当することから、必要な個人情報の提供に際して、本人の同意を得る必要はありません。なお、この場合、転院先の医療機関においても、本人の同意の取得の例外に該当します（同法第17条第2項第2号・第3号）。
 - ・ 患者が意識不明である等、本人の同意を得ることができない場合で、本人への医療の提供のために他の医療機関等と必要な個人情報を共有したり、当該患者の家族等からの安否確認に対応する必要がある場合
 - ・ 新型コロナウイルス感染症患者への対応に当たって、他の患者等への感染を防ぐための家族等濃厚接触者の迅速な把握、非常に多数の感染症患者が転院先へ一時に搬送された場合の家族等からの転院元への問合せに対する迅速な対応、本人への医療の提供のために他の医療機関等と必要な個人情報を迅速に共有することが非常に重要であり、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理である場合
- ※ 患者が現に受診している医療機関から、上記の理由により患者の同意を得ることができないとして、当該患者の過去の個人情報の照会を受けた場合に必要な個人情報を提供する場合も含む。